（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二十四条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員」を削り、「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　施行日の前日において旧給与特例法適用職員であった者であって引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となったもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であった者として前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であった者とみなす。

（国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部改正）

第二十六条　国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「事業を企業的に運営する特別会計を除く。以下同じ。）」を削る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律及び国有財産特別措置法の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「国の企業若しくは」を削る。

一　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第五条

二　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第九条第一項

（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）

第二十八条　次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

一　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の二第五項

二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第五項

三　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の五

四　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二十九条　国家公務員退職手当法の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「給与準則若しくは」を削る。

第七条第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

附則第二十四項中「給与準則若しくは」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日前に旧給与特例法適用職員であったことのある者であって施行日以後に退職したものに対する前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第五条の二第一項及び附則第二十四項の規定の適用については、これらの規定に規定する法令には、旧給与特例法第四条の給与準則を含むものとする。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第三十一条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正）

第三十二条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは事業又は企業」を「又は事業」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第三十三条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二中「国有林野事業特別会計又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（地方公務員等共済組合法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第三十四条　次に掲げる法律の規定中「第六十一条第七項」を「第六十一条第六項」に改める。

一　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の三第一項及び第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項

二　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項第二号

（行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正）

第三十五条　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（内閣府、各省等の定員）」を付する。

第三条を削る。

（自転車道の整備等に関する法律及び国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第三十六条　次に掲げる法律の規定中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

一　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第六条第二項

二　国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）第二条第一項

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第三十七条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

第九条第一号、第五号及び第六号中「非現業の一般職の国家公務員」を「一般職の国家公務員」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第三十八条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立